# 令和4年 第1回 教育委員会臨時会会議録

令和4年1月24日(月) 港区教育委員会

# 港区教育委員会会議録

第2581号

令和4年第1回臨時会

日 時 令和4年1月24日(月) 午前10時00分 開会場 所 港区役所7階 教育委員会室

「出席者」	教	育	長		浦	田	幹	男
	教育县	教育長職務代理者				谷	克	裕
	委		員		中	村		博
	委		員		寺	原	真和	令子
「欠席委員」	委		員		山	内	慶	太
説明のため出席した事務局職員」 教育推進部					星	][[	邦	昭
	学 校	教育	部 長		湯	Ш	康	生
	教 育	長雪	邑 長		佐	藤	博	史
	生涯学習	スポーツ振	長無課長		河	本	良	江
	図書文化財課長				江	村	信	行
	学校旅	<b>西</b> 設担当	課長		増	田	裕	士
	教育人	事企画	課長		瀧	島	啓	司
	教育指	導担当	i課長		篠	﨑	玲	子
「書記」	教 育	総 務	係 長		佐	京	良	江
	教 育	総	务 係		大	石	哲	奈

# 「議題等」

# 日程第1 審議事項

- 1 港区立学校設置条例の一部を改正する条例について
- 2 赤坂中学校通学区域小中一貫教育校の運営について
- 3 港区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 4 港区立幼稚園教育職員の人事について(非公開)
- 5 港区立みなと科学館プラネタリウム招待券の発行について
- 6 令和4年度港区立みなと科学館の臨時休館等について

# 日程第2 教育長の臨時代理に伴う報告事項

1 東京都におけるまん延防止等重点措置を踏まえた箱根ニコニコ高原学園の対応について 日程第3 報告事項

- 1 令和3年度港区教育委員会表彰被表彰者について
- 2 港区スポーツセンタープールの休止について
- 3 令和3年度秋の通学路点検の実施結果について
- 4 港区立赤坂中学校什器等及びちゅう房機器の購入について
- 5 特別支援学級(小学校・知的障害及び中学校・知的障害)の新規開設について
- 6 令和3年度港区小中学生国内イングリッシュ・キャンプについて
- 7 後援名義等の12月使用承認について
- 8 生涯学習スポーツ振興課の12月事業実績について
- 9 生涯学習スポーツ振興課の各事業別利用状況について
- 10 生涯学習スポーツ振興課の2月事業予定について
- 11 図書館の12月分利用実績について
- 12 図書館・郷土歴史館の12月行事実績について
- 13 図書館・郷土歴史館の2月行事予定について
- 14 みなと科学館の12月利用状況について
- 15 2月教育人事企画課事業予定について
- 16 港区立麻布運動場テニスコートフェンス改修工事に伴う休止について

### 「開会」

○教育長 ただいまから、令和4年第1回港区教育委員会臨時会を開会いたします。山内委員から は欠席の連絡を頂いております。

(午前10時00分)

# 「会議録署名委員」

- ○教育長 日程に入ります。本日の署名委員は、中村委員にお願いいたします。
- ○中村委員 分かりました。
- ○教育長 お願いします。

まず、本日の運営について、お諮りをいたします。

審議事項の第4、議案第5号「港区立幼稚園教育職員の人事について」は、非公開での審議とし、 日程を変更して最初に審議を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○教育長 それでは、そのようにさせていただきます。

#### 日程第1 審議事項

- 4 港区立幼稚園教育職員の人事について(非公開)
- ○教育長 それでは、日程の第1、審議事項に入ります。これより非公開の審議に入ります。

(非公開審議)

- 1 港区立学校設置条例の一部を改正する条例について
- ○教育長 それでは、日程を戻します。審議事項の1、議案第2号「港区立学校設置条例の一部を 改正する条例について」説明をお願いいたします。
- ○学務課長 本日付議案資料ナンバー1の3を御覧ください。データでいきますと5分の5になります。

「港区立学校設置条例の一部を改正する条例について」でございます。中之町幼稚園の園舎及び 赤坂中学校の校舎の移転に伴いまして、学校設置条例の一部を改正します。

「改正理由」につきましては、記載のとおりです。改築をしている間、仮園舎になっている中之 町幼稚園を新園舎へ移転するため、改築に伴って仮校舎で運営をしている赤坂中学校を新校舎へ移 転するため、規定の整備を行うものでございます。

まず、中之町幼稚園の方は、赤坂九丁目7番8号が九丁目2番26号に変更になります。赤坂中学校の場合は、仮設が南青山一丁目にありますので、そちらが赤坂九丁目2番3号ということで、前の住所と同じところに戻るという形になってございます。

3番の「施行期日」でございますが、教育委員会規則で定める日となっておりますけれども、令和4年8月1日を予定してございます。

「今後のスケジュール」については、記載のとおりでございますけれども、令和4年2月に第1

回定例会に議案を提出する予定になってございます。

説明は以上です。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問、ご意見等はございますでしょうか。 よろしいでしょうか。

それでは、採決に入ります。議案第2号について、原案どおり可決することにご異議はございませんでしょうか。

#### (異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、議案第2号については、原案どおり可決することに決定いたしました。

- 2 赤坂中学校通学区域小中一貫教育校の運営について
- ○教育長 次に、議案第3号「赤坂中学校通学区域小中一貫教育校の運営について」説明をお願い いたします。
- ○学務課長 それでは、本日付資料を御覧いただきまして、2ページ目になります。

「赤坂中学校通学区域小中一貫教育校の運営について」でございます。

「審議内容」といたしましては、赤坂中学校の通学区域に開校する小中一貫教育校につきまして、 開校時期を令和5年4月とし、名称を「港区立小中一貫教育校赤坂学園」といたします。

「経緯」につきましては、縷々記載のとおりでございますけれども、新校舎につきましては、令和4年の2学期から運用を開始されるものですけれども、こちらの港区立小中一貫教育校の赤坂学園としましては、令和5年4月ということで、この時点でしっかりとご説明をした方が混乱しないということで、今回ご審議を頂くものでございます。

なぜ、この時期がずれるのかというところにつきましては、2のところで書かせていただいておりますけれども、年間指導計画や職員体制等を変更する必要があることなどから、円滑な移行を行うため、年度当初の令和5年4月とさせていただきたいと思ってございます。

参考といたしまして、「小中一貫教育校となることで変更になる事項」ということで、小・中9年間を一貫した指導を行うということで、Ⅰ期・Ⅱ期・Ⅲ期の学びの区分を分けて、確かな学力の定着と向上を図りたいという状況がございます。

名称につきましては、次ページに3として「小中一貫教育校の名称」について記載をさせていただいておりますけれども、新たな小中一貫校の名称につきましては、保護者や地域住民の代表、教育委員会事務局職員等で構成する検討委員会で検討しておりまして、また、その後地域の方々などにご意見を伺いながら決定をしてきたものでございます。

「今後のスケジュール」としましては、区民文教常任委員会へ報告をしていきたいと考えてございます。

別紙には、検討の経過について記載をさせていただいておりますけれども、名称等につきまして は、大きな意見はなかったということでご理解いただければと思います。 説明は以上です。

- ○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問、ご意見等はございますでしょうか。
- ○田谷委員 念のためなのですけれども、幼稚園はそのままでいい訳ですか。名称も変わらないということで。
- ○学務課長 幼稚園は中之町幼稚園のままでございます。
- ○田谷委員 分かりました。
- ○教育長 そのほかはいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、採決に入ります。議案第3号について、原案どおり可決することにご異議はございま せんでしょうか。

#### (異議なし)

- ○教育長 ご異議がないようですので、議案第3号については、原案どおり可決することに決定いたしました。
- 3 港区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について 〇教育長 次に、議案第4号「港区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部 を改正する条例について」説明をお願いいたします。
- ○教育人事企画課長 それでは、議案第4号「港区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について」、教育委員会議案資料ナンバー3、3-2、3-3、3-4を用いまして、ご説明させていただきます。

まずは、資料を確認させていただきます。資料ナンバー3は、本条例の改正案文、資料ナンバー3-2は新旧の対照表、3-3及び3-4は改正内容に関する説明資料となってございます。

それでは、資料ナンバー3-3を御覧ください。

本案は、幼稚園教育職員の特別休暇として「不妊治療休暇」を導入するため、「港区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例」の一部を改正するものでございます。

初めに、項番1、改正の趣旨についてでございます。今回の改正は、幼稚園教育職員の仕事と不 妊治療の両立を支援するため、職場環境を整備することが趣旨となってございます。

次に、項番2、改正内容についてです。勤務時間条例の第17条では、職員が選挙権の行使や結婚、出産などの特別な理由により勤務しないことが相当である場合に取得できる特別休暇について定めており、ここに不妊治療休暇を追加させていただきます。なお、第1号は正規職員、第2号は欠員補充等の臨時的任用教員について規定しております。

続いて、項番3「不妊治療休暇の概要等」についてでございます。恐れ入りますが、資料ナンバ ー3-4を御覧ください。

今回の改正につきましては、資料左側の項番 1 、項番 2 に記載のとおり、国における人事院勧告 や特別区人事委員会の勧告において言及されたことを受けて、労使協議を経て実施させていただく ものでございます。

項番3には、「不妊治療休暇の概要」を記載してございます。対象となりますのが、不妊治療を実施するために通院等をする職員としております。

取得できる日数につきましては、年度中に1日または1時間を単位として合計5日間の範囲内です。ただし、不妊治療の中で体外受精または顕微授精等を行う場合には、より頻繁な通院が必要とされていることから、先程の5日間に合わせてさらに5日プラスして合計10日間の範囲内で取得可能とするものでございます。

不妊治療の範囲につきましては、不妊の原因等を調べるための検査、あるいは、その検査で見つかった疾病等の治療、タイミング法、人工授精、体外受精、顕微授精など、より広い治療の範囲で取得可能にしたいと考えております。

次に、資料右側の項番4及び項番5に、今回改正する条例とそれに併せて改正する規則について、 また、今後のスケジュールについてまとめております。

改正条例案が教育委員会、そしてこの後の区議会において議決されましたら、不妊治療休暇の日 数等につきましては、規則の方を改正し規定してまいりたいと考えております。規則の改正議案に つきましては、また改めまして3月の教育委員会に提出させていただきます。

また、非常勤の職員である会計年度任用講師につきましても、不妊治療休暇の対象とするととも に、国などの動向を踏まえ、正規教員には既に導入されている育児参加休暇も取得対象とする予定 でございます。

それでは、資料ナンバー3-3にお戻りください。項番4「施行期日」についてでございます。 施行期日につきましては、令和4年4月1日といたします。

最後に、項番5「その他(関係規則の改正について)」です。先程も申し上げましたが、本日教育委員会においてご審議いただき議決いただきました場合、当改正条例案を令和4年第1回港区議会定例会に提出をいたします。また、区議会において議決されましたら、不妊治療休暇の取得要件等を規定するために、勤務時間規則の一部改正についての議案を教育委員会に改めて提出させていただきます。

なお、今回の条例改正につきましては、区長部局における職員の勤務時間条例の改正と同じ内容 とすることを前提に進めております。区長部局での検討状況によっては、本日提出しております改 正案文の表現から若干の修正がある場合もございますので、その場合には改めて修正点をご報告さ せていただきます。

説明は以上となります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

- ○委員長 ただいまの説明に対して、ご質問、ご意見等はございますでしょうか。
- ○寺原委員 2点教えていただければと思うのですけれども、1点目は資料3-4の1の「国の動向」で、①から⑩まで方向性が書いてあると思うのですが、区の方では今回、あるいは今後、この①から⑪全てについて、これに準じる形で、対応済み、あるいは対応がないものは対応することになっているという理解でよろしいのかという点。あと、2個目の今回の不妊治療休暇なのですが、

これは結婚の有無や、あるいは男女は問わないということでしょうか、という2点を教えてください。

○教育人事企画課長 まず1点目の国の動向、特別区人事委員会の動向、こちらも区の方でも併せ て進めていく予定でございます。

2点目の対象となる方ですが、実際に産むことはできるのは女性ですので、不妊治療を行っている方に対しての制度になります。ですので、男性は産むことはできませんので、そこは特に不妊治療休暇、今回の不妊治療休暇については対象にはならないということでございます。

- ○寺原委員 結婚の有無は問わないということでしょうか。
- ○教育人事企画課長 そのとおりでございます。事実婚でも妊娠に向けて取り組んでいるものであれば対象となります。
- ○寺原委員 男性の不妊治療も存在しているとは思うのですけれども。
- ○教育人事企画課長 失礼いたしました。男性の方に不妊の原因がある場合がございますので、そ ちらも対象になります。すみません、申し訳ございませんでした。
- ○寺原委員 ありがとうございました。
- ○教育長 ほかはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。
- ○中村委員 3-4の3の概要のところで、ただし書きのところがあって、日にちについて体外受精または顕微授精の場合には10日以内というふうに増やしているのはよく分かるのですけれども。すみません、私も次女の出産のときにちょっと不妊治療をしたものですから分かるのですけれども、このタイミング法というやり方でも5日で足りるのかなという気がするのですね。私、1年ぐらいタイミング法でやったものですから、タイミング法でも5日では足りないんじゃないかなという気が若干しているのですが、その点は大丈夫でしょうか。
- ○教育人事企画課長 タイミング法につきましては、排卵の時期を定めて医師が診療を行った上で性交渉を持つ日にち、この辺りで性交渉を行うと妊娠しやすいという指導を受ける方法になりますけれども、今のところ先程の体外受精、顕微授精程はかからないという認識の下で定められておりますので、これが制度がまた進んでいく中で、やはりとてもこの枠では収まらないというようなことが続くようであれば、また変わっていく可能性はあるようには思います。現在のところでは、体外受精、顕微授精のみ5日間プラスということで合計となってございます。
- ○中村委員 これ、あれですよね。タイミング法の場合の、この日にちの特別休暇の使い方というのは、お医者さんに行って、この時期が一番いいですよみたいな、そういうアドバイスを夫婦で医者の前で受ける。そういうときに休みを取るということだと思うのですけれども、例えば時間単位もあるので、例えば1時間単位で休みが取れるということなのですか。それで、フォローができるという、そういう趣旨に理解していいですか。
- ○教育人事企画課長 先生がおっしゃるとおり、1時間単位でも取れる休暇でございますので、それを合計していって5日間の範囲内でということになってございます。
- ○中村委員 分かりました。それからもう1点、すみません。これ、幼稚園教員ですよね。東京都

の小中学校の教員の場合は、この辺のところの制度はどうなっているのですか。追いついているのですか。

- ○教育人事企画課長 私も篠﨑課長も同じく東京都の教職員ですが、現在東京都の方、現在といいますか、東京都の方は少しこれより前にもう既に不妊治療につきまして、不育症も含めて取組を始めておりまして、東京都の方では病気休暇として認めるということで動いているように聞いております。
- ○中村委員 ということは、名称の違いはあれ、同じような制度を既に先行して東京都の教員の方は導入しているということで、理解してよろしいですか。
- ○教育人事企画課長 全く同じ制度にはならないとは思いますが、これまで年休等で対応していた ものが、幼稚園特別区の方では今回の特別休暇、東京都の小中学校の教員の方は病気休暇で取れる ように対応していくということになりますので、多少の違いはありますけれども、以前より不妊治 療を行っている方にとっては、いい制度になるかなと考えております。
- ○中村委員 もう1点、確認お願いします。これは両方とも有給休暇だということで間違いないですよね。そこの確認です、最後。
- ○教育人事企画課長 幼稚園の特別休暇につきましては、もちろん有給休暇となります。ただ、東京都の小中学校教員につきましては、病気休暇となりますと最長で90日まで取得はできますけれども、その一方で勤勉手当、賞与等が多少減額されるデメリットもございます。そこは違いとなってございます。
- ○中村委員 ありがとうございます。
- ○教育長 ほかはいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、採決に入ります。議案第4号について、原案どおり可決することにご異議はございま せんでしょうか。

# (異議なし)

- ○教育長 ご異議はないようですので、議案第4号については、原案どおり可決することに決定いたしました。
  - 5 港区立みなと科学館プラネタリウム招待券の発行について
- ○教育長 次に、議案第6号「港区立みなと科学館プラネタリウム招待券の発行について」説明を お願いいたします。
- ○教育指導担当課長 それでは、資料ナンバー5を御覧ください。

「港区立みなと科学館プラネタリウム招待券の発行について」のご審議を頂きたいものでございます。

こちら、みなと科学館の魅力を広く伝えるために、プラネタリウムの一般投影を観覧できる招待 券を毎年発行するというものでございます。 項番1の「発行理由」のところに書かせていただいていますが、みなと科学館条例第12条及び 施行規則第4条第1項第4号に基づいて、プラネタリウムの一般投影を無料で観覧できる招待券を 発行いたします。

発行枚数は2,000枚を上限としてございます。

配布先が、企画展等で協力していただいている事業者、それから取材対応用、区内の小学校新入 生にはがきをお送りさせていただいて、それをお持ちになって来てくださった家庭は、そのお子さ んを入れて5名以内はその日はプラネタリウムを無料にしますよというようなものを配ってござい ます。

有効期間ですけれども、全部同じ期間にするとすぐ駄目になってしまうので、第1弾としては4月1日から3月31日、第2弾としては10月1日から9月30日というふうに有効期間をずらして配布における適切な有効期間を確保して二つの期間を設定しているところでございます。

参考のところにも書かせていただいていますが、私もちょっとお話をさせていただきましたが、 1年生にも配布をしたというところでございます。

簡単ですが、以上になります。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問、ご意見等はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、採決に入ります。議案第6号について、原案どおり可決することにご異議はございま せんでしょうか。

### (異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、議案第6号については、原案どおり可決することに決定いたしました。

- 6 令和4年度港区立みなと科学館の臨時休館等について
- ○教育長 次に、議案第7号「令和4年度港区立みなと科学館の臨時休館等について」説明をお願いいたします。
- ○教育指導担当課長 それでは、資料ナンバー6を用いて、みなと科学館の臨時休館等についての 審議をしていただきたく思ってございます。

みなと科学館の条例第5条の規定に基づきまして、みなと科学館の臨時休館について決定をして いただきたいと思います。

すみません、資料に大変あってはいけないことなのですが、誤りがございましたので、今から画面共有をさせていただいて、説明をさせていただきます。なお、きちっとした正しい資料については、後程また委員の先生に送らせていただきたいと思ってございます。

では、画面を御覧ください。まず、臨時休館日をここに掲げてございますが、すみません、11月15日の火曜日のところが、資料だと11月8日の火曜日というふうに誤りがありました。申し訳ございません。こちらに、別添でカレンダーというものをつけさせていただいてございまして、

そこの日にちが臨時休館日となってございます。

併設となる気象科学館についても、開館時間・休館日を合わせて周知をさせていただいていると ころでございます。

項番2です。臨時開館日は8月8日。本来ですとここは条例に基づいて、第2月曜日はお休みするところなのですが、夏休みで大好評な場所でございますので、こちらを開館させていただいて、広く区民の方に来ていただきたいということで、こちらは休館をせず開館させていただくという形で載せさせていただいてございます。

それから、項番3の「理由」のところですが、こちらもすみません、日にちが間違っていたので、訂正させていただく部分を赤くさせていただいてございます。プラネタリウム機器等のメンテナンスのためにお休みさせていただくのですが、年2回、3日連続してプラネタリウム機器のメンテナンスを行う必要があるというところで、令和4年5月11日水曜日、それから11月16日水曜日の2日間はみなと科学館は開館して、プラネタリウムの投影のみ休止とさせていただきます。

「告示日」は令和4年3月2日を予定してございます。

なお、項番5「利用者への周知方法」というところで、大きく四つ書かせていただいてございますが、「広報みなと」、「港区ポータルサイト」のホームページ、「みなと科学館」のホームページ、みなとコールによる案内、それから、Twitterでも周知をさせていただきたいと思っているところでございます。

以上でございます。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問、ご意見等はございますでしょうか。 よろしいでしょうか。

それでは、採決に入ります。議案第7号について、原案どおり可決することにご異議はございませんでしょうか。

#### (異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、議案第7号については、原案どおり可決することに決定いたしました。

# 日程第2 教育長の臨時代理に伴う報告事項

- 1 東京都におけるまん延防止等重点措置を踏まえた箱根ニコニコ高原学園の対応について ○教育長 次に、日程第2、「教育長の臨時代理に伴う報告事項」に入ります。
- 「東京都におけるまん延防止等重点措置を踏まえた箱根ニコニコ高原学園の対応について」説明をお願いいたします。
- ○学務課長 こちら、臨時代理報告資料ナンバー1を御覧ください。

こちらにつきましては、港区教育委員会の権限委任に関する規則におきまして、第3条の1項で 教育長が臨時代理をしたという内容をまずご報告させていただいて、次の2項に規定をされていま す代理した場合には報告をして承認を得ることが規定されておりますので、それに基づきまして本 日報告と承認のお願いをさせていただくものでございます。

内容につきましては、東京都が令和4年1月19日に公表した、まん延防止等重点措置の内容を 踏まえて、箱根ニコニコ高原学園の臨時休館を1月21日から来月の2月13日までの期間を休止 期間とさせていただくものでございます。

休館の理由につきましては、3に記載をさせていただいておりますけれども、「不要不急の都道 府県間の移動の自粛」の実効性を担保するためということでございます。

周知方法につきましては、1月21日に区のホームページやSNS等を使いまして、広く周知を 行ったところでございます。

以上で報告とさせていただきます。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問、ご意見等はございますでしょうか。 よろしいでしょうか。

それでは、教育長の臨時代理に伴う報告については、報告どおりご承認いただくことにご異議は ございませんでしょうか。

#### (異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、教育長の臨時代理に伴う報告については、ご承認ということでさせていただきます。

#### 日程第3 報告事項

- 1 令和3年度港区教育委員会表彰被表彰者について
- ○教育長 次に、日程第3、報告事項に入ります。

「令和3年度港区教育委員会表彰被表彰者について」説明をお願いいたします。

○教育長室長 それでは、報告資料1、別紙並びに参考資料を用いてご報告いたします。

「令和3年度港区教育委員会表彰被表彰者について」決定いたしましたので、報告いたします。

「概要」です。港区の教育委員会では、区内在住・在学の幼稚園児、小・中学校、高校生などが 都大会規模以上の行事で優秀な成績を収めた場合、功績をたたえ、他生徒の意欲を呼び起こすこと を目的として、毎年度表彰を行っております。

2番の「被表彰者」です。去る1月13日、港区教育委員会表彰審査会を実施いたしまして、表彰基準に照らした審査の結果、別紙1にございますとおり、個人58名、団体13団体を表彰することに決定いたしました。

表彰基準につきましては、別紙2のとおりになっております。この別紙2の中の表彰基準4「表彰事由」に照らして、今回決定をしております。

報告資料 1 に戻っていただきますけれども、4番の「表彰内容」でございます。表彰状のほか、 記念品を授与する予定でございます。

5番の表彰式、式典につきましては、感染症の状況を注視するとともに、実施の際は万全の対策 を施しながら、令和4年2月8日火曜日午後4時から港区立みなと科学館(プラネタリウムホー ル)で実施する準備を現在しております。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

- ○教育長 今の説明に対して、ご質問、ご意見等はございますでしょうか。 よろしいでしょうか。
  - 2 港区スポーツセンタープールの休止について
- ○教育長 それでは、次に、「港区スポーツセンタープールの休止について」説明をお願いいたします。
- ○生涯学習スポーツ振興課長 それでは、本日付報告資料ナンバー2を用いてご説明いたします。 港区プールの衛生管理に関する条例第5条第6号及び同施行規則第12条の規定に基づく措置を 行うため、スポーツセンターのプールを休止することについて、ご報告させていただきます。

休止の理由でございます。水抜きによる安全点検、清掃、コーキング補修のため。休止期間につきましては、来年度になりますけれども、4月11日から15日までと、10月3日から7日まででございます。

告示は明日1月25日でございます。

周知方法といたしまして、「広報みなと」、区ホームページ、各施設へのポスター掲示等により周 知いたします。

簡単ではございますが、説明は以上です。よろしくお願いいたします。

- ○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問等はございますでしょうか。 よろしいでしょうか。
  - 3 令和3年度秋の通学路点検の実施結果について
- ○教育長 それでは、次に、「令和3年度秋の通学路点検の実施結果について」説明をお願いいた します。
- ○学務課長 それでは、本日付報告資料のナンバー3を御覧ください。

「令和3年度秋の通学路点検の実施結果について」でございます。小学校におきまして、秋の通 学路点検の実施をしましたので、ご報告をさせていただきます。

1番の「概要」につきましては、各学校の状況によって多少は違いますけれども、地域の方々や 各総合支所、警察、東京都、町会の方々ということで、色々な方に参加をしていただきながら、通 学路の点検を実施したところでございます。

今回、9月からなるべく早い段階で実施をしてほしいということで、こちらは八街市の事故でなるべく早くということで7月の段階からお願いをして、例年よりは早く終わっていたのかなと思ってございます。

それで、基本的には八街市の事故を見ながら確認をしていただきたいということで、しっかりと 見ていただいたという状況でございます。 参加人数等については、記載のとおりですけれども、ほぼ前回と変わらない状況で、指摘事項につきましても、前回よりも少し減ったという状況になってございます。

次ページを御覧いただければと思います。3番の「主な指摘箇所への対応状況について」でございます。前回132件あって、前回ご報告をさせていただいたときには、56件対応済みだったのですけれども、その後67件対応をしておりますので、残りが9件あるという状況になってございます。

今回も114件の指摘事項があったのですけれども、本日までに50件を終了しておりまして、 残り64件が対応中という状況になってございます。

今回、点検で報告された主な指摘事項としましては、1番から13番の方に色々と縷々書かせていただきましたけれども、一番動きがあったのが9番のところで、「道路や歩道が狭い、車の通りが多いので安全確保が必要である」というところです。その右側に、「長期的な都市計画の中で検討を依頼済み」ということで白金の丘1とありますけれども、こちらは三光坂下のところの公衆トイレにつきまして、まだ少し先にはなるのですけれども、昨年12月に出てきました港区のにぎわい公園づくり推進計画の中に、ここのトイレについては老朽化が進んでいて位置的制約があるので、ほかの場所であったり、建て替えが困難な場合は廃止を検討するということで計画の中に盛り込まれたという状況になってございます。

簡単でございますが、説明は以上です。

- ○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問等はございますでしょうか。 よろしいでしょうか。
  - 4 港区立赤坂中学校什器等及びちゅう房機器の購入について
- ○教育長 それでは、次に、「港区立赤坂中学校什器等及びちゅう房機器の購入について」説明を お願いいたします。
- ○学務課長 本日付資料のナンバー4を御覧いただければと思います。

「港区立赤坂中学校什器等及びちゅう房機器の購入について」でございます。令和4年8月に赤坂中学校が新校舎へ移転することに伴いまして、購入をするものでございます。

什器等の購入物品については、3,969点ということで、机、椅子、棚、その他ということで、それぞれに分けて記載をさせていただいておりまして、また、次ページに行きまして、ちゅう房機器の購入物品につきましては、129点ということで、それぞれ記載をさせていただいております。こちらの什器等の購入とちゅう房機器の購入の2件につきましては、令和4年の第1回港区議会定例会に購入に関する議案として提出をする予定でございます。

報告は以上です。

- ○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問等はございますでしょうか。
- ○田谷委員 これは大体総額でいくらぐらいかかるのかということと、それから、什器等の購入物品の中で学習机とありますけれども、机や椅子は全部取り替えるということなのでしょうか。

○学務課長 こちらの什器等の購入の金額につきましては、公表はしておりませんけれども、それ ぞれ 2,000万円を超えるものになってございます。また、購入をするものにつきましては、基 本的には今使っているものも持っていくのですが、足りないものを追加するという状況になってご ざいます。

以上です。

- ○田谷委員 分かりました。なるべく使えるものは、また順次使っていただくのがSDGsに当て はまると思いますので、色々とご検討いただきたいと思います。ありがとうございました。
- ○教育長 ほかはいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

- 5 特別支援学級(小学校・知的障害及び中学校・知的障害)の新規開設について
- ○教育長 それでは、次に、「特別支援学級(小学校・知的障害及び中学校・知的障害)の新規開設について」説明をお願いいたします。
- ○教育指導担当課長 それでは、報告資料ナンバー5を用いて、「特別支援学級(小学校・知的障害及び中学校・知的障害)の新規開設について」の報告をさせていただきます。

かねてより課題であった地区ごとに特別支援学級の知的の固定を置くということで進めておりましたが、このたび令和4年4月から高松中学校とお台場の小・中学校で3校になります。新たに特別支援学級の知的障害の固定級を開設することができることになりました。

項番1の「経緯」のところに書かせていただいているのですが、出生者数も平成15年の2倍以上に増加していることとか、平成8年度には20名であった特別支援学級の児童・生徒は、令和3年度には、今130人と6倍にも増加していて、これまで区がすごく特別支援教育は教育の基本みたいな形で進めてきたというところもあるのかなというところでございます。

昨年度申請して、高輪台小学校の知的障害特別支援学級を令和3年の4月から高松中内に設置することができました。昨年度は高松中学校の生徒がおりませんでしたので、そこについては許可が下りずというところでしたが、再度3校申請をして今回下りたというところでございます。

また、お台場の地域については今、お台場だと港陽小・中が学区として通っていただいているのですけれども、特別支援学級が設置されていないためにスクールカーを利用して近隣の学校に行くというところでした。ただ、移動時間がレインボーブリッジを渡っていくということから、区で出しているスクールカーがあるとはいえ、30分以上かかってしまうことがあるので、保護者の方が特別支援学級に通うのではなくて、お台場学園のところでという形で、通常の学級に通っている課題もございました。

このような状況を改善するということで、地域共生社会の実現に向けて、子どもたちの持てる力をより伸ばしていくことができるのではないかというところで、今回ご報告をさせていただきます。

参考のところの下に書かせていただいていますが、高松中学校の予測ですと、来年1年生が2名

入って、合計2名でのスタート。それから、お台場の小学校の方ですが、来年度1年生と6年生の 転籍、お台場にいる子が通常の学級からこちらに籍を移すという形でございますが、2名でのスタ ート。中学校の方ですが、お台場に今、通っている方が進学されて、そのまま中1の1名でのスタ ートとなってございます。

なお、今年度開設された高輪台小学校は、今2名通ってございまして、来年度は合計5名という 形で人数も増えて盛り上がっていくのかなというところでございます。

簡単ではございますが、以上です。

- ○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問等はございますでしょうか。 よろしいでしょうか。
  - 6 令和3年度港区小中学生国内イングリッシュ・キャンプについて
- ○教育長 それでは、次に、「令和3年度港区小中学生国内イングリッシュ・キャンプについて」 説明をお願いいたします。
- ○教育指導担当課長 それでは、報告資料ナンバー6を用いて「令和3年度港区小中学生国内イングリッシュ・キャンプについて」ご説明させていただきます。

こちらは、本来ですと海外派遣事業としてオーストラリアに行ってという形のものなのですが、このコロナ禍において、沖縄の方で同じようなプログラムをして子どもたちが今まで習ってきた英語力なりコミュニケーション力をより育てるといったプログラムなのですが、予定では令和4年の3月26日から3月29日まで沖縄で実施する予定でしたが、1月7日に沖縄県に対して1月9日から31日までのまん防が出ました。それから今回、東京都においても21日から出ておりますが、そういったことで代替のプログラムとして、港区内において「MINATOイングリッシュプログラム」を実施させていただきたいということで報告をさせていただきます。

今後の対応についてのところを項番1を御覧ください。スケジュールについては、本日1月24日に教育委員会で報告させていただいた上で、議会にもこういった流れでちょっと変更をしますということをご報告させていただき、27日の木曜日に資格審査会といって、「子どもたちが何人行きます、どんな行程です」というのを団長の校長先生方と確認をして、「では、この子たちが正式に団員ですね」という認定をする会があるのですが、そこにおいてこちらのプログラムの方法で実施ということを決定させていただきます。2月10日に派遣の選考結果と代替プログラムについて子どもたちに通知をしますので、2月10日までの一応時限秘ということで報告をさせていただきます。

「その他」のところでも書かせていただいておりますが、「MINATOイングリッシュプログラム」の実施について、まん防のことで、よってさせていただくような形になってございます。

項番2です。「MINATOイングリッシュプログラム」についてというところなのですけれど も、日時は小学生が3月26と27の2日間。中学生が3月28と29の2日間という形で教育セ ンターを中心にやります。昨年もそのような形でさせていただいたのですが、本当に子どもたちが よく頑張って港区の観光大使になるみたいなイメージで学習していました。

内容については、(3)の「全体テーマ」を見ていただければと思うのですが、小学生は「港区 を紹介しよう」、中学生は「港区の紹介をとおして、港区のまちづくりを考えよう」というところ で、少し深いテーマにさせていただいています。本当にオールイングリッシュで、よっぽどこれだ けしゃべれるなというような内容でやってございました。

内容では、留学生のリーダー、こちらに来てもらうのでその活動をしたり、テーマに沿った区内 のフィールドワーク、それから英語でのプレゼンテーション等をさせていただくような内容になっ てございます。

長くなりましたが、以上でございます。

- ○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問等はございますでしょうか。
- ○田谷委員 これは、おのおの何時間ぐらいずつ体験するのですかということと、宿泊は伴わない のですよね。その辺はどうでしょう。
- ○教育指導担当課長 朝の9時過ぎに集まって大体4時半ぐらいまでの、中1時間ぐらい休憩を取ってという形の時間設定で2日間やります。宿泊は残念ながらないです。おうちに帰っていただいて、また次の日来ていただくという形になっています。
- ○田谷委員 これは、教育委員として見学できますか、希望すれば。
- ○教育指導担当課長 密を避けるようにして工夫して見ていただければと思うので、またご案内させていただきます。
- ○田谷委員 海外の場合は、なかなか同行することは不可としている。教育センターでやるのであれば同行できるのかな、視察できるかなと思いまして。特に3月の26、27日は土日ですので、できれば見学させていただきたいなと思います。よろしくお願いいたします。
- ○教育指導担当課長 承知いたしました。ご案内させていただきます。
- ○教育長 ほかはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。
  - 7 後援名義等の12月使用承認について
  - 8 生涯学習スポーツ振興課の12月事業実績について
  - 9 生涯学習スポーツ振興課の各事業別利用状況について
  - 10 生涯学習スポーツ振興課の2月事業予定について
  - 11 図書館の12月分利用実績について
  - 12 図書館・郷土歴史館の12月行事実績について
  - 13 図書館・郷土歴史館の2月行事予定について
  - 14 みなと科学館の12月利用状況について
  - 15 2月教育人事企画課事業予定について
- ○教育長 次に、「後援名義等の12月使用承認」から「2月教育人事企画課事業予定」の9件に

ついては、配布資料のとおりでございます。

各報告事項について、ご質問等はございますでしょうか。 よろしいでしょうか。

- 16 港区立麻布運動場テニスコートフェンス改修工事に伴う休止について
- ○教育長 それでは、最後になります。「港区立麻布運動場テニスコートフェンス改修工事に伴う 休止について」説明をお願いいたします。
- ○生涯学習スポーツ振興課長 本日付報告資料ナンバー16を用いてご説明いたします。

こちらの案件ですけれども、昨年の10月25日、臨時会でご報告しておりました港区立麻布運動場テニスコートの道路側フェンスの改修工事の実施について、詳細な工事日程が決まりましたので、その工事の日程に伴うテニスコートの一部を休止することについてご報告させていただきます。

まず、2ページにも詳細な工事箇所の図面がございます。そちらを併せて御覧になっていただき たいと思います。

まず、休止するコートと期間でございます。Aコート及びBコートは、2月14日から25日までと、3月14日から3月25日まで。C・Dコートは1月25日から3月31日まででございます。

告示日は、本日1月24日です。

利用者への周知につきましては、工事日程の確定によりまして、1月25日から1月31日までのC・Dコートの利用者に対しては個別に連絡を行い、また港区施設予約システムのお知らせ欄及び施設への掲示により周知しております。

「その他」でございます。運動場の予約については、利用日の3カ月前に予約システムによりまして、抽選申込みを行っております。工事日程が未定だったために、テニスコートの2月、3月の抽選申込みを中止しておりました。

A・Bコートは、休止期間以外は利用できますので、一定程度の期間を設けた上で、1月29日 土曜日から先着順で申込みを受け付ける予定でございます。

簡単ではありますけれども、説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問等はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、報告事項は以上とさせていただきます。

本日予定している案件及び報告事項は全て終了しましたが、委員または説明員の皆さんから、そ の他何かございますでしょうか。

○教育長室長 地区教育会議についてご報告申し上げます。

資料については、画面共有いたしますので、画面を御覧いただきたいと思います。

こちら地区教育会議ですけれども、教育委員が地域に出て保護者や地域の声を直接聞き、教育行

政の充実と地域の子育て支援を推進するために実施してきた地区教育会議ですが、こちらを見直す ことといたします。

地区教育会議は、学校運営協議会への参加を基本として、併せて地域懇談会に参加することで子 どもを取り巻く地域の課題等について、教育委員と地域の関係者との意見交換、情報交換を行いま す。

1番の背景、経緯ですけれども、地区教育会議はこれまで平成21年度から各総合支所協働推進 課との共催により実施してまいりました。

この間、教育委員会では、学校運営協議会の設置などによりまして、学校と地域が連携・協働 し、地域とともにある学校づくりを推進するとともに、生涯学習スポーツ活動の授業におきまして は、区民の参加と協働を進めております。

昨今の地区教育会議における参加者の固定化などそうした課題を解消するためにも、新たな形で 教育委員が直接区民と意見を交わす機会を検討しております。

今後の取組としましたけれども、今後は全学校設置の目途が立ちました学校運営協議会に教育委員が参加しまして、教育行政の充実を目指すことを基本といたします。併せまして、地域の関係者による意見交換、情報交換の場として定着をしております地域懇談会に教育委員が参加をしまして、教育委員と地域の関係者との意見交換、情報交換を行うものです。原則としては、毎年2地区ずつ選定しまして、年1回訪問したいと考えています。

今後の予定としましたけれども、今年度学校運営協議会は、2月、3月におきまして、お台場と 高輪台小学校で予定をされております。また、地域懇談会、これは管理課所管の児童館や中高生プ ラザで実施されるものですけれども、こちらも台場児童館並びに高輪児童館で2月に予定をされて おります。今年度は、芝浦港南地区並びに高輪地区ということで、この日程で教育委員の先生方が 参加をして地域との意見交換、情報交換をしていただきたいということでございます。

昨年度から大きな課題としてまいりました地区教育会議ですけれども、今回この形で参加することによって、本来狙いとしていた地域との対話というものを充実させていきたいと思いますので、 どうぞご理解お願いしたいと思います。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

- ○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問、ご意見等はございますでしょうか。
- ○田谷委員 そうすると、これ参加する場合は、いつといつになるのですか。もう一度日程と時間 を教えていただきたいのです。
- ○教育長室長 これから日程調整をご相談させていただきますけれども、今年度の予定しているものが学校運営協議会、2月17日がお台場になります。お台場アカデミーの学校運営協議会になります。16時から18時を予定しておりますけれども、そこに引き続きまして台場児童館、同日になります。台場児童館に地域懇談会が流れていきますので、ここは同日になります。

もう一つ、高輪地区になりますと、こちらは前後しますけれども、2月22日に高輪児童館で地域 想談会がございます。2月22日10時から11時の間で高輪児童館、こちらで地域との意見交 換があります。また、同じ高輪地区のエリアですけれども、高輪台小学校で学校運営協議会が3月 10日にございます。16時から18時のところで、高輪台小学校となりますので、高輪地区とい うエリアの中で、こちらで学校の協議会にご参加いただけるかということでございます。

後程、また予定につきましては調整させていただきまして、令和3年度はこのような形、そして また、令和4年度の初夏の時期、冬の時期と2回懇談会は行われますので、ご相談申し上げたいと 思います。

以上です。

○田谷委員 分かりました。どうもありがとうございます。

コロナ禍で開催できなかった年もあったかと思うのですけれども、これは非常に地域の方たちと、それから我々教育委員が直接懇談を持てるということで、地域の方たちも大変楽しみにしておられる部分もありますので、ぜひともこういう機会が今後ももっと欲しいなというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

○教育長 ほかはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、ただいまの田谷委員のご意見も踏まえながら再度また調整してまいりたいと思います ので、よろしくお願いいたします。

# 「閉会」

○教育長 ほかに案件等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

なければ、これをもちまして閉会といたします。

次回、定例会は2月14日月曜日、午前10時から開催の予定でございます。よろしくお願いい たします。

皆さん、お疲れさまでした。

#### 会議録署名人

港区教育委員会教育長 浦田 幹男

港区教育委員会委員 中村 博